

坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱の概要について

目的

地震による住宅の倒壊等を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するために、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建設された住宅等の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事または耐震シェルター等設置工事に要する費用の一部を助成し、坂出市民の耐震対策を支援します。

対象となる建物

市内に存する昭和56年5月31日以前(旧耐震基準で建設)に建てられた住宅等で、耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用されるもの。また、過去にこの補助金を受けてない建築物とします。

対象者

対象となる住宅の所有者または、住宅の所有者から承諾を得たもの。坂出市税を滞納していないもの。

補助対象および補助金額

- 耐震診断 補助対象経費に9/10を乗じた額と103,500円のいずれか少ない金額。
- 耐震改修工事 補助対象経費と1,150,000円のいずれか少ない金額。
- 簡易耐震改修工事 補助対象経費と575,000円のいずれか少ない金額。
- 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と230,000円のいずれか少ない金額。

補助金交付の流れ

補助金を受けようとする方は、坂出市民間住宅耐震対策支援事業補助金交付要綱により申請します。

1	申請者は、耐震対策を実施する前に、当該年度の1月末日までに必要書類を添えて申請書を坂出市へ提出してください。	様式第1号
2	申請者は、補助金の受け取りを耐震事業者に委任する場合は代理受領の委任状および同意書を坂出市に提出してください。	様式第1号の2
3	坂出市は、申請書を審査し補助金交付決定通知書を申請者へ通知します。	
4	申請者は、補助金交付決定通知書を受け取ったら耐震対策事業を実施してください。	
5	耐震対策の事業内容を変更、または中止をする場合は坂出市の承認を受けてください。	様式第3号 様式第4号
6	申請者は、耐震対策事業が完了したら、事業の完了の日から20日以内または、当該年度の2月末日までに必要書類を添えて完了実績報告書を坂出市へ提出してください。	様式第5号
7	坂出市は、実績報告書を審査し、適正に診断が行われておれば、補助金額決定通知書を申請者に通知します。	
8	通知を受けた申請者は、速やかに補助金交付請求書により、坂出市建設課に補助金を請求してください。	様式第7号
9	補助金を請求するにあたり、その受領を耐震事業者に委任する場合は補助金の代理請求及び代理受領委任状を坂出市に提出してください。	様式第10号
	坂出市は、正当な請求のあった申請者に補助金を交付します。 ただし、申請に疑義があるときは補助金交付取消や補助金返還請求が行われることがあります。	

問合せ・申込み先：坂出市建設課 Tel44-5011